

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同月〇日以降基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、離職理由は、「本人の都合」ではなく「嫌がらせ」であると申し立てた。
- (2) これに対し、安定所長は、事業所に確認の上、平成〇年〇月〇日、離職理由を変更しない旨請求人に伝えたが、同年〇月〇日、事業所から入手した労働条件通知書の雇用契約期間の内容に照らし、離職理由を「本人の都合」から「期間満了」に変更し、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで基本手当を支給しない旨の処分を取り消した。そして、同年〇月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 著しい冷遇又は嫌がらせ

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第23条第2項及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第36条第8号には、事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたために離職した場合は、特定受給資格者に当たる旨が定められている。

イ この点、請求人は、スキル認定書を昇給の基準とするのは不当な人事評価であり、長期間に渡って昇給がないのは上司からの著しい冷遇又は嫌がらせであるから、特定受給資格者に当たる旨主張する。

しかしながら、事業所は、請求人の昇給がなかった理由について、人事評価規程に定められている「他の期間雇用社員に対して、指示・指導ができる」という昇給の要件を充足していないためであると申述しているほか、請求人が証拠として提出したインターネット記事及び「C会会報」をみても、基礎評価給と資格給の評価項目を連動させることは不当である等の主張が記載されているのみであり、一件記録を精査しても、請求人が長期間に渡って昇給がないのは上司からの冷遇又は嫌がらせであることを裏付ける根拠は認められないので、請求人の主張は採用することができない。

ウ また、請求人は、平成〇年〇月〇日に他の事業部の職員から暴力行為を受けたこと、在職期間中に有給休暇取得を申請しても却下されたこと、期間雇用職員に対する処遇が悪いことが、上司等からの嫌がらせであるから、特定受給資格者に当たる旨主張する。

しかしながら、請求人は、平成〇年〇月〇日の人事評価の際に、時給について合意に至れば契約更新をするつもりであったと申述していること、同年〇月〇日付けで退職願を提出した後は、同年〇月〇日まで有給休暇を取得していることを考慮すれば、暴力行為を受けたことや有給休暇取得を却下されたことを理由に離職したとの請求人の主張は採用することができない。

(2) 退職勧奨

ア 法第23条第2項及び則第36条第9号には、事業主から退職するよう勧奨を受けたために離職した場合は、特定受給資格者に当たる旨が定められている。

イ この点、請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に他の事業部の職員から暴力行為を受けたこと、及び契約更新に当たり時給額が明示されないことが、事業主からの退職勧奨に当たるので、特定受給資格者に当たる旨主張する。

しかしながら、暴力行為の相手方は、請求人と業務上関わることのない他の事業部の一般社員であり、請求人に対して退職勧奨をする事業主と同等の立場にはないこと、契約更新に当たり時給額が明示されないことのみをもって退職勧奨に当たると解することはできないことから、事業主からの退職勧奨があったとの請求人の主張は採用することができない。

(3) したがって、当審査会としては、請求人の前記主張はいずれも失当であり、請求人は特定受給資格者には該当しないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。